

仏教が実証する社会福祉の問題点

— 実例 その I —

別 所 衣 子

現在の日本ほど、社会福祉なるものを、一種の権利のように、価値観として、叫んでいる時代はないであろう。

成る程、確に、不正さえしていなければ、ありがたい法律ではあるが、総合的な定義からすると、多くの難問を含む観念的な形式である。

人間が精神上及物質面でも、現実の実存を示す知的認識はなく、特定現象を適用する条件法的な方程式であるにしか過ぎない。

なぜなら、高令化社会の保障、福祉政策の基本。低所得世帯及、生活保護法。母子家庭への福祉、児童福祉法、年金改訂論、医療システム。保険による医療供付の限界。その一部負担。病院の機能分担。出産保護。要保護。被保護。学校教育法。必要即応の原則。世帯単位の原則。等々。数えあげれば、きりが無いが、その充実さと機関及実施が、実証実現され、保障制度の現状扶助は、どうなっているであろうか。

仏教が実証する社会福祉の問題点（別 所）

私が、実態調査に基づき、地域別データによる因子分析の課題を検討しながら、追求し、重視しなければならなかったのは、「福祉」と言う語源は、何れも今更、経済社会の変動や、産業化に審理として規定づけられ、出来上ったものではなく、仏陀が、何千年もの昔、仏教中、主観的生活を客観的形式を借りて、文化の根源となしているからである。

即ち、現代に至って、合理的に、法が定めたところの社会の連帯性に、保障として、とり入れられた構想や、具体策ではないのである。

東京都、二十三区を始めとして裁き、補導し、併給しているような範囲のものではなく仏陀は、その人格によって、宝庫を開き、貧窮の所に任せ、その喜びを共にしたのであった。一つの指は天を指し、一つの指は、地を指し、象徴としての悟界、「天上天下唯我独尊」は、理想像ではなく、理想を実現したところの成道の象徴である。仏陀の教えに、恵こ

それ、決して、世の辛苦に衰老と、無氣息などは無い。先ず身心を充実し、それには、飲食を要とし、思惟思策することにある。それが脱せざるを得ずして、脱するところの一切智、一切種智明かにすることで、これが成正覚なのである。禁欲の不食というものは、眞の解脱には、なっていないのである。

要保護を目的とする身体上、又は精神上、日常生活の出来ない者に、要保護者に対する機関として、それを、規定に基づき当該事務所での処分は、単なる管理というだけで、あらゆる角度から視ても、社会制度の軽視であり、福祉という保障にはならないのである。「福祉」というのは、そんな、なまやさしいマッサージ指圧療法的なものではない。

そこいらへんの市役所の実務家達が考えているような略画的代理を果せばいいという為の事柄でもない。一定の規定を委託して就務に、はげんでくれる人間が、この世に存在してくれている事は、ありがたいが、調査だの検査だの、会議だけで権利をふり廻すことは、出来ない筈である。それは、義務である。彼等に、そうした義務がある以上、当前、被保護者にも、生活の維持、向上の義務と努力は、持たなければならぬのであるから、可知的能力は、個人によって、認めなければならぬ。

急迫した事情の為に、なすべき事をなすのが、福祉であ

り、日本国憲法第二十五条に理念する規定を適用するという即ち、審査請求は、都道府県知事に対してするものなら、実施の処分は、審査結果は、委任者には、ない筈である。福祉とは、形式ではない。

現在の福祉事務所の窓口の行列を見たら、猥尊は、なげくであろう。弘法大師は、あきれるであろう。伝教大師は怒るであろう。法然は笑うだろう。

金銭給は、現物支給、又は、その扶助。それ等を課題として社会保障とし、安定成長経済への移行だけが、福祉確立だとしたら、日蓮上人の熾烈な信念は、呆然としてしまいうちがいない。第一、もし、現代に、日蓮、御存命なら「観心本尊鈔」を、書き直さなければならぬ。誠に、無条件の事実を要する、敬意ではなくなるからであり、そうになると、事実上、対するきびしい当面の警告の骨格として、更に「立正安国論」に、余白を有し、上訴の申立を、書き添えなければならなくなってくる。

たまたま、要保護を乱用、要する人間がいるかもしれないが、法令違反として、審査請求と訴訟の関係処分にに基づき、后日、罪金や罪則の行政がある限り、よっぽどの馬鹿でなければ、不正受給などは、あり得ない。その要求に、私的扶養と、公的扶養との選択を誤り、懷疑主義的であり、観念論であり、条件の論難にのみ特権的であるから、擁護する責

任も、心の柔軟性も、失われてしまっているのである。

社会生活々力弓般に総合的共同体で成果を促進させることが、福祉なのであって、ただ、就業させる事や、家族構造の調査が、福祉保障ではない。

法律上、身体障害者の場合は、当然である。然し、妙なものは、精神障害者の場合である。精神障害(精神衛生法)という法律がありながら、その本人が入院していたとする。すると、その後見人、又は配偶者、親権を行う者及、その扶養義務者が保護義務者となる。裁判所の件は、法律、第二十条以下、その通りであるから略。事項としてそうでない場合、障害者を保護として、被保護とするのは、病院以外ないのである。適正医師であるか、ないかぐらい、公的医師の動向で判明出来得る筈である。然しながら、疾病構造の変化、慢性疾患の人権を、尊ぶのなら、その家族、又は、後見人に対する医療供給システムと同時に、生活に対する保障は、尚更しなればならない筈で抑制策の経済分析などは、改革の方途には、ならないのである。これは、あるK市の実例を実証したものであるのだが、他市にも、同質がある。例えば、学校教育基法案は、すでに、御存知と思われるのではぶかせていただき、教育費、小学生、三千五百円、中学生、四千円で、現代教育が、出来る筈はないのである。結局は、保護者が、生活費の中より出費するとなると、基本的な教育すら出来が

たい現状なのである。内容が細くなり、大変、恐縮だが、これが、全く反対に、指示を前提として同情心で統一しているH市というのがあるから、所与の領域では、正当な可能性への動向が示されていかなないのである。

聖書でさえ、「福祉」と言う言葉を、すでに、Heilと使用しているのである。

宗教は、神話ではない。仏教は、無性ではない。人間問題保障への救助であり、自らが自ら成道しなければならぬ実存への欲求である。「阿羅漢」を任ずると共に、「阿羅漢」たるべき可能性への発見である。

「福祉」というべき言葉は、たゞ、与えさえすれば、いゝというべき言葉ではない。

社会的に、現実在即し、相関に成立する現存在の教儀共同体、急務の恢復を、はかどる知解である。これが仏道である。

キリストは「愛」を説き、仏教は、「慈悲」を説いた。思想的にも、慈悲廣大無辺の仏教の「慈悲」は、因果関係で説いたのではなく、「福祉」なる必要条件とした人間に対する価値観の変化と諸状況を、時空の中で、名目的定義を抛りどころとしたのであって、決して申請する側も、受託側も、その方途のみで、思着せがましいものでなく意義深い意義の生きる「慈恩」と訳さなければならぬ。